

吉見町建設工事に係る入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程・内容に関する事項を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第2条 入札の公表は政策財政課において行うものとする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容については、次のとおりとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 入札及び契約の過程・内容

(公表の方法)

第4条 公表方法については、インターネットへの掲載及び閲覧方式とし、閲覧方式に係る閲覧場所は政策財政課が指定する場所とする。

2 公表する様式については、別に定めるものとする。

(公表の時期)

第5条 公表の時期については、次のとおりとする。

- (1) 発注の見通しについては、毎年度2回、4月1日(以後延滞無なく)10月1日を目途に
- (2) 入札及び契約経過に係る情報については、入札・指名通知後及び町長に報告後延滞なく
- (3) 契約の内容に係る情報については、契約・変更後延滞なく

(公表の期間)

第6条 公表する期間については、原則として当該年度の3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行とする。

この要領は、平成18年4月1日から施行とする。